

生駒市規則第31号

生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月18日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市自転車駐車場条例施行規則（平成5年3月生駒市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（定期利用）

第5条 駐車場を定期利用しようとする者は、指定管理者が指定するインターネット上の利用申請システム（以下「WEB定期システム」という。）又は駐車場内に設置する定期更新機（以下「定期更新機」という。）により指定管理者に申請しなければならない。この場合において、条例別表に規定する市内在住者又は学生の利用料金の適用を受けようとする定期利用者は、市内在住者又は学生であることが確認できる書類を提出し、又は提示しなければならない。

2 前項の「定期利用」とは、条例別表に規定する1月（月の初日から当該月の末日まで）又は3月（月の初日から当該月の翌々月の末日まで）の利用をいい、月の途中からの利用であっても、当該月の末日又は当該月の翌々月の末日までの利用とする。

3 駐車場を定期利用しようとする者は、利用しようとする月の前月の20日から同月の末日までに申請しなければならない。ただし、月の途中（月の初日を含む。）から利用しようとする場合には、利用しようとする月の19日までに申請することができる。

- 4 駐車場を定期利用しようとする者は、利用しようとする日までに利用料金を納付しなければならない。
- 5 指定管理者は、駐車場の定期利用を許可したときは、定期利用シールを交付するものとする。
- 6 駐車場の定期利用の許可を受けた者（以下「定期利用者」という。）は、定期利用シールを自転車等に必ず貼り付けなければならない。

第6条の見出し中「定期駐車券」を「定期利用シール」に改め、同条第1項中「定期駐車券」を「定期利用シール」に、「定期駐車券再交付申請書（様式第4号）」を「WEB定期システム又は定期更新機」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、定期利用者は、再交付を受ける際に、定期利用シールにかかる実費相当分の費用を負担しなければならない。

第6条第2項中「定期駐車券」を「定期利用シール」に改める。

第7条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第7条 条例第8条の規則で定める理由は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けている者が駐車場を定期利用するとき。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者が駐車場を定期利用するとき。
- (3) 厚生労働大臣の定める療育手帳の交付を受けた者が駐車場を定期利用するとき。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が駐車場を定期利用するとき。

(5) その他指定管理者が必要があると認めるとき。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、WEB定期システム又は定期更新機により指定管理者に申請しなければならない。この場合において、利用料金の減免を受けようとする者は、前項第1号から第4号までのいずれかに該当する者であることが確認できる書類を提出し、又は提示しなければならない。

第8条第1項第1号中「定期駐車券の有効期間開始前の」を「定期利用の開始月の前日までである」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 条例別表に規定する3月の定期利用で、還付の申出が定期利用の開始月である場合 既納の利用料金から条例第6条第2項の規定により指定管理者が市長の承認を得て定めた1月の定期利用の額を控除した額
第8条第1項に次の1号を加える。

(3) 条例別表に規定する3月の定期利用で、還付の申出が定期利用の開始月の翌月である場合 既納の利用料金から条例第6条第2項の規定により指定管理者が市長の承認を得て定めた1月の定期利用の額に2を乗じて得た額を控除した額

第8条第2項中「前項の規定により」を削り、「定期駐車利用料金還付申請書（様式第6号）を指定管理者に提出しなければ」を「WEB定期システム又は定期更新機により指定管理者に申請しなければ」に改める。

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第5条の規定による定期利用の許可及び当該許可に係る手続並びに

第7条の規定による利用料金の減免の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。